



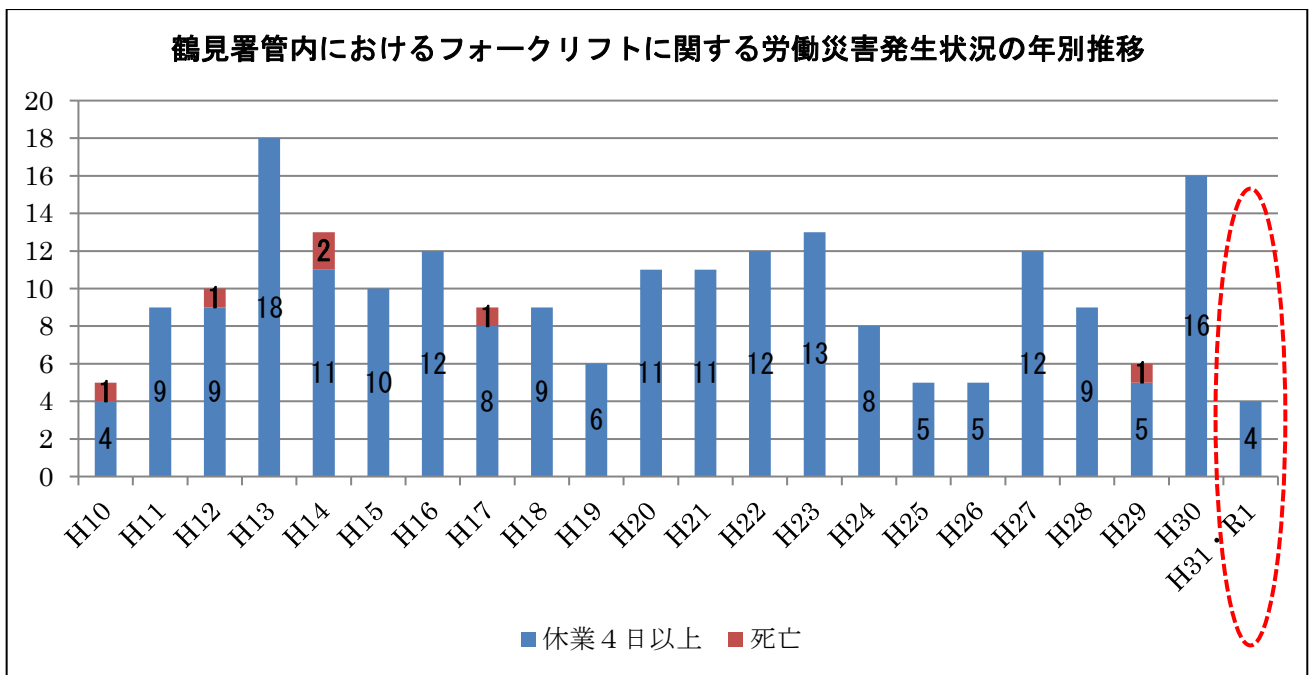
フォークリフトによる労働災害防止について

鶴見労働基準監督署

当署管内における平成10年から令和元年7月末までの間に発生したフォークリフトを起因物とする休業4日以上の労働災害による死傷者数は213名（うち死亡者数6名）に及んでいます。

特に平成30年においては、フォークリフトに関連する労働災害が多発しており、過去20年間で最多であった平成13年（18名）に次ぐ16名の休業4日以上の労働災害が報告されています。

管内には港（埠頭）や関連する倉庫、物流基地などが多く、地域企業の皆さんにおいてもフォークリフトを使用する機会が多く、安全作業に特段の配慮をいただいているところがあります。しかしながら、状況によっては自社の労働者のみならず第三者を巻き込む災害に発生するケースや死亡災害等の重篤な災害に至るリスクが依然として高いことから、あらためてフォークリフトの安全対策が非常に重要な課題であることを認識し、積極的な対策を講じるよう御協力をお願いいたします。



※平成31年・令和元年の数字は7月末現在の速報値です。

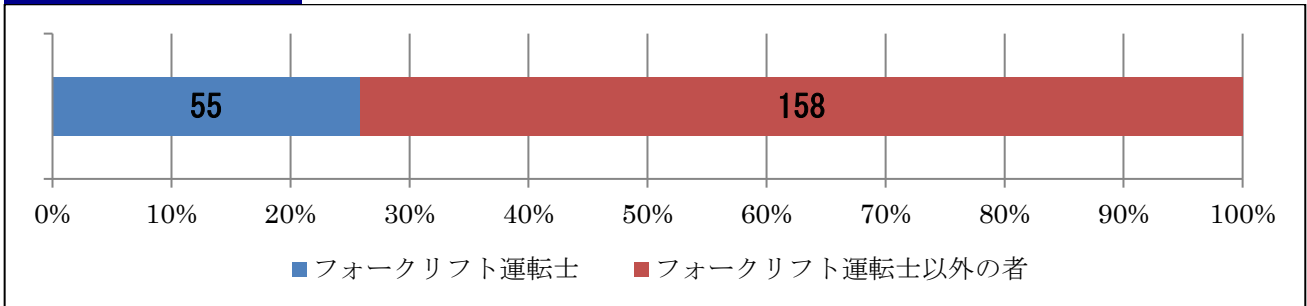
鶴見署管内におけるフォークリフトに関する労働災害業種別発生状況(H10年～R1年(7月末速報値))

製造業	建設業	道路貨物 運送業	貨物取扱業		倉庫業	商業(倉庫 業を除く)	その他業種 (左記以外)
			陸上貨物	港湾運送業			
47	3	38	46	19	20	14	26

製造業、道路貨物運送業、貨物取扱業(陸上貨物、港湾)、倉庫業などの業種における構内作業時に労働災害が多く発生しています。

- ◆ 鶴見署管内における平成10年から令和元年7月末までの間に発生したフォークリフトを起因物とする休業4日以上[※]の労働災害による死傷者数は213名（うち死亡者数6名）に及んでいます。 ※以降のグラフはこの数値を基に作成しています。

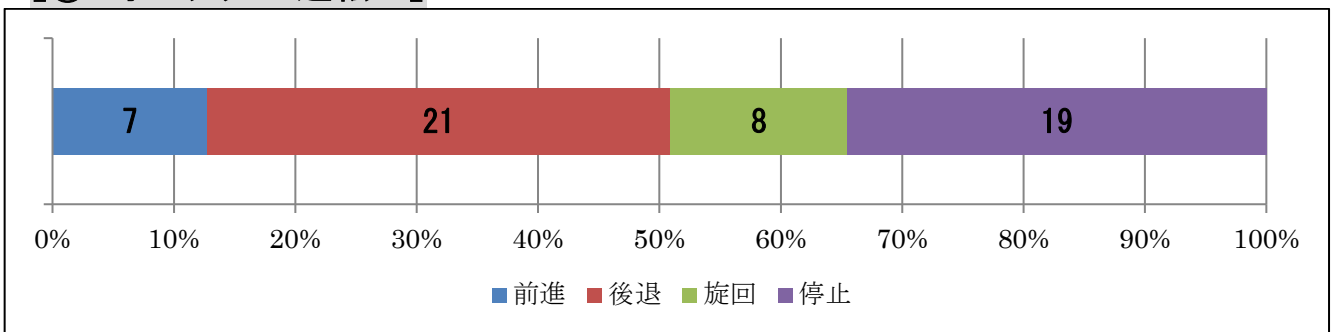
1. 被災者の区分



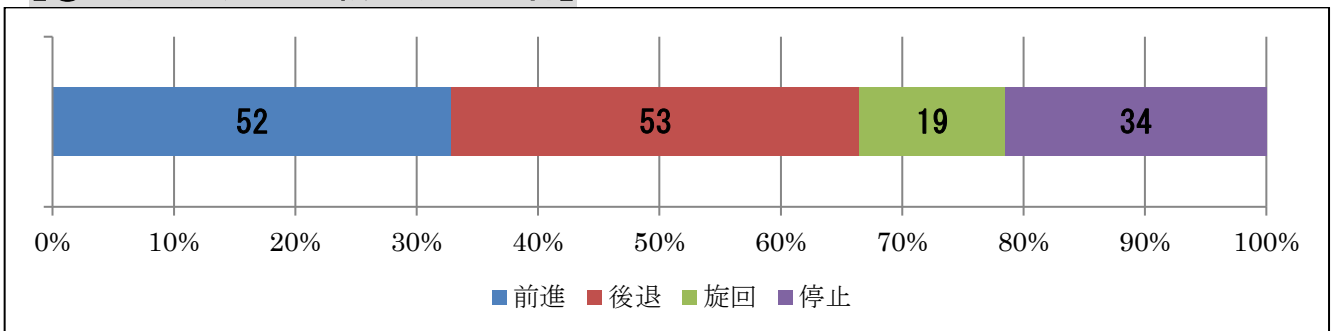
- 被災者全体を見ると【①フォークリフト運転士】が被災する割合は少なく、**7割以上がフォークリフトの周りで作業している【②フォークリフト運転士以外の者】が被災**しています。

2. 被災した際のフォークリフトの走行状態

【①フォークリフト運転士】



【②フォークリフト運転士以外の者】



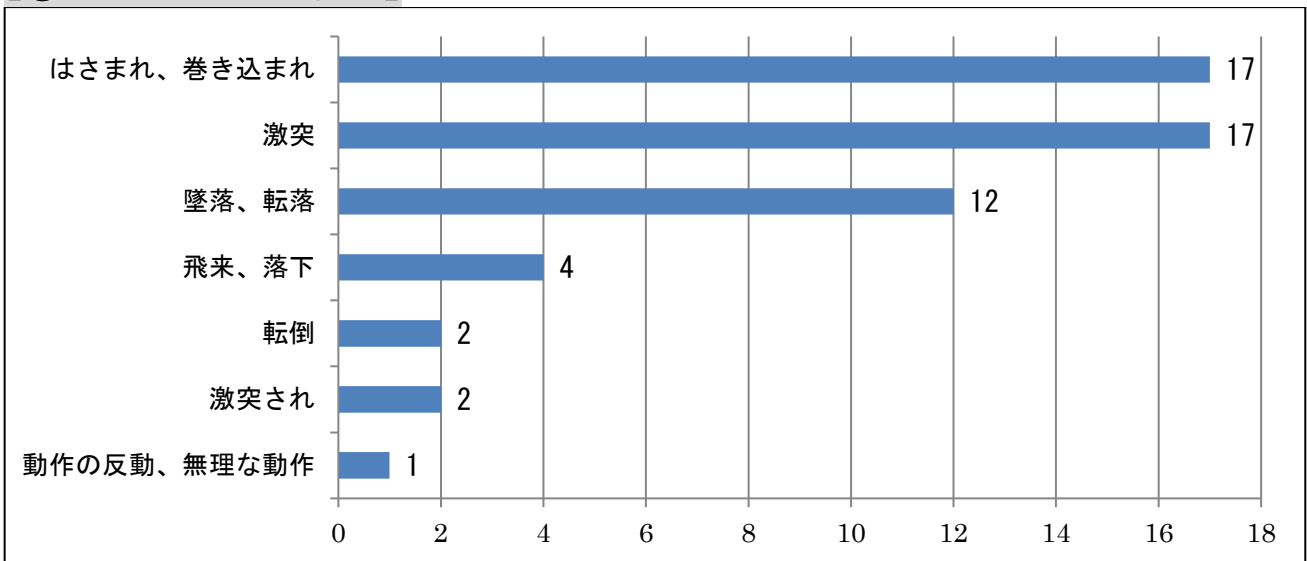
※ フォークリフト運転士以外の者には、フォークリフト運転士の同僚だけではなくフォークリフトで被災した他社の労働者もすべて含まれます。

- フォークリフトの走行状態別に発生状況を見ると、【①フォークリフト運転士】及び【②フォークリフト運転士以外の者】両方のケースで、**車両後退時に被災する割合が高い**ことが分かります。（フォークリフト運転士：38%，フォークリフト運転士以外の者：34%）
- また【②フォークリフト運転士以外の者】が被災したケースでは前進と旋回を含めると**8割近くがフォークリフト走行中に発生**している状況です。



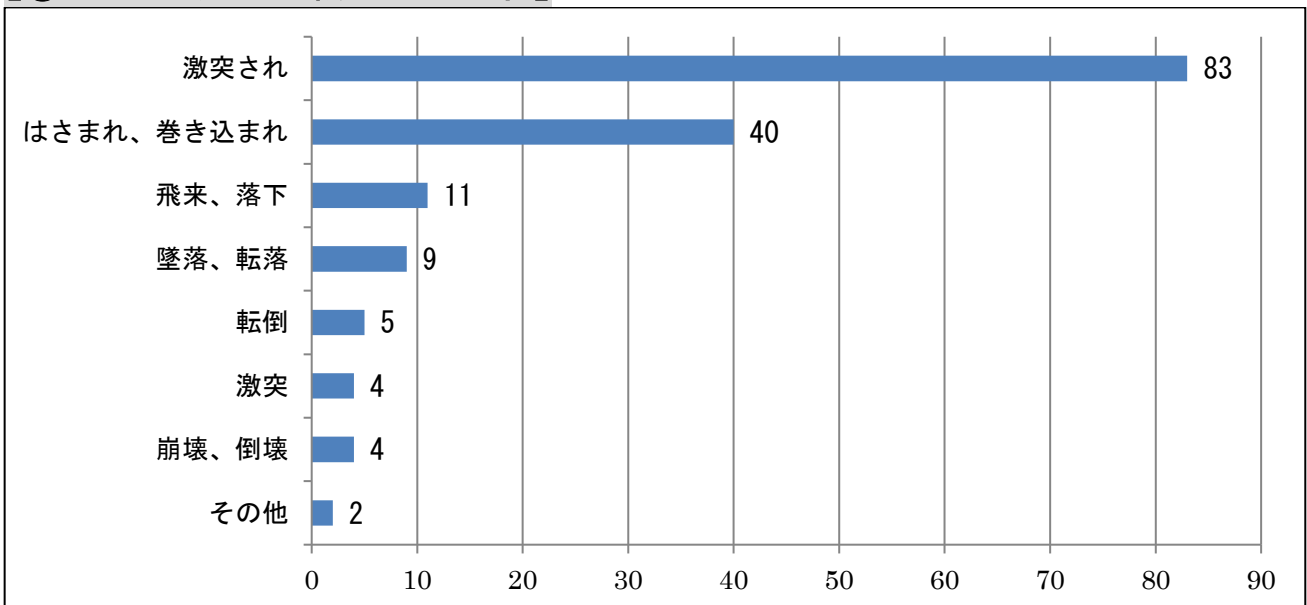
3. 被災者別【事故の型別】労働災害発生状況

【①フォークリフト運転士】



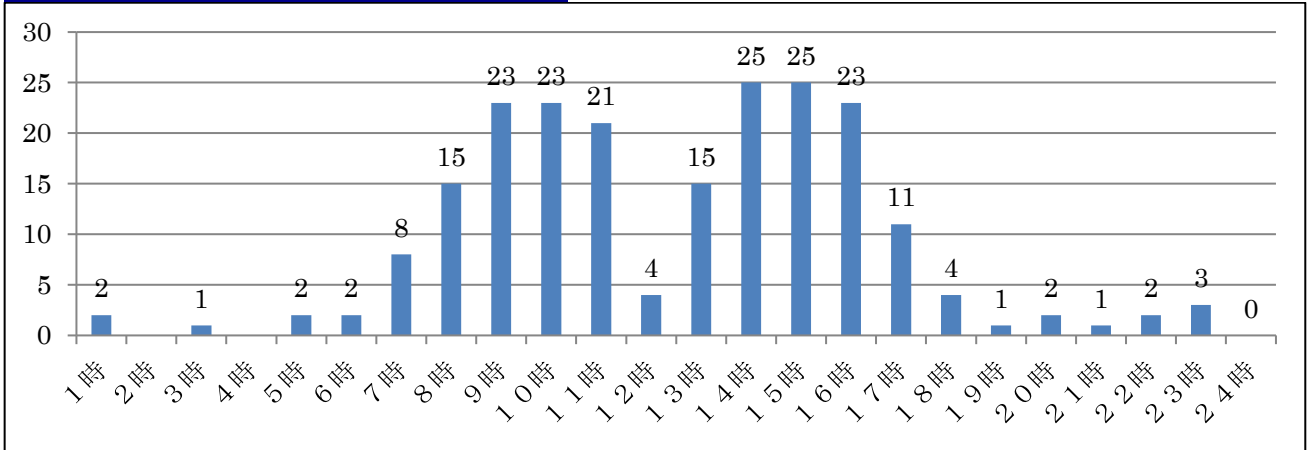
- 【①フォークリフト運転士】が被災したケースを見ると、「**はさまれ、巻き込まれ**」と「**激突**」で労働災害の62%を占める割合となっており、次いで「**墜落、転落**」が多い状況となっております。
- 事故の内容では、フォークリフトに搭乗し走行中に激突して被災するケース、走行中に身体の一部を出してしまい荷や建屋とフォークリフトのヘッドガードやリーチフォークの立席などにはさまれるケース、停車後に運転席から降りる際に墜落するケースなどが多く見られます。

【②フォークリフト運転士以外の者】



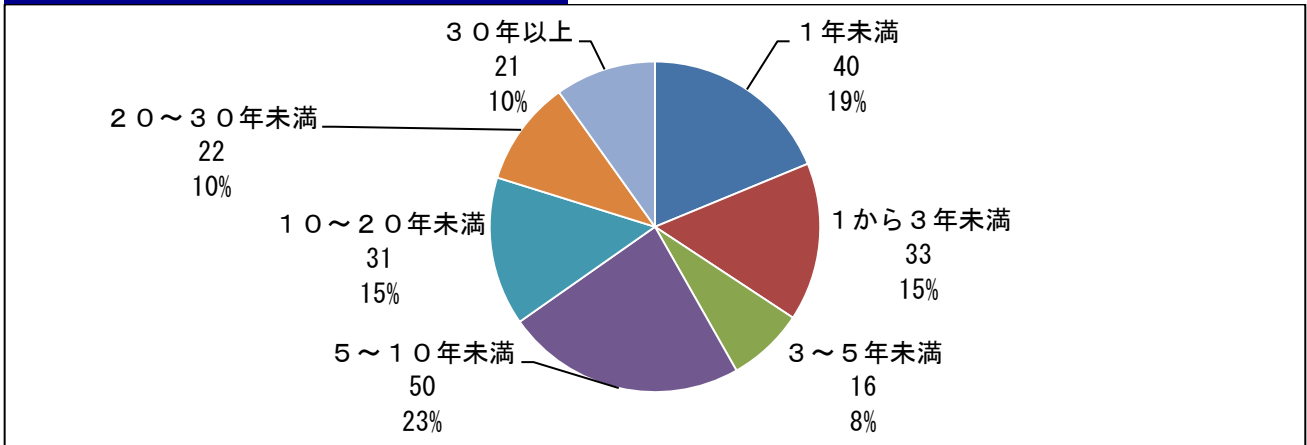
- 【②フォークリフト運転士以外の者】が被災したケースを見ると、「**激突され**」「**はさまれ、巻き込まれ**」の2つの事故の型で、労働災害の78%を占める割合となっております。
- 走行中(前進、後退、旋回)のフォークリフトの運転士の確認不足のほか、被災者側の作業時の合図不足や通行帯歩行時の確認不足などが要因として考えられることが多く、荷の積載による前方の視界不良、後退時の後方確認不足、旋回時の内輪外輪差、爪位置の確認不足、作業範囲の確認不足などが重なり、フォークリフトと接触してしまうケースが多くみられます。

4. 発生時間別労働災害発生状況



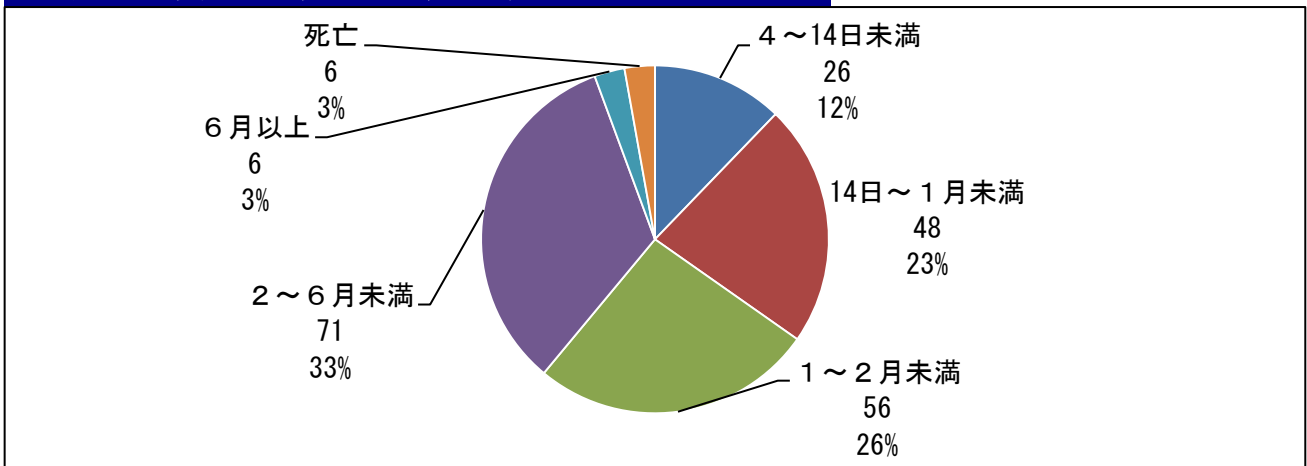
➤ フォークリフトに関する労働災害発生状況を発生時間別にみると、**全体的に午後が多い傾向**が見られます。災害の多い時間としては**午前中では9～11時、午後では14～16時に集中**して発生している状況です。

5. 経験期間別労働災害発生状況



➤ 経験期間別に発生割合をみると「**5～10年未満**」で**23%**と最も多く、次いで「**1年未満**」**19%**となっています。現場中堅（職長クラス）労働者への安全教育（能力向上）や新入社員に対する雇入時教育を徹底する必要があります。

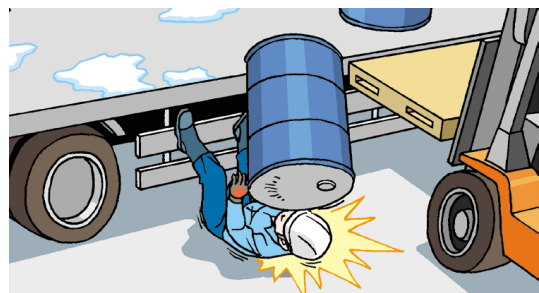
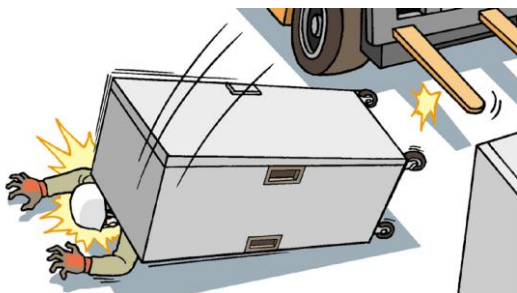
6. 被災程度（休業見込日数）別労働災害発生状況



➤ 被災程度別（休業見込）にみると、**全体の65%は被災程度（休業見込）が「1月以上」と重症化**する傾向にあります。

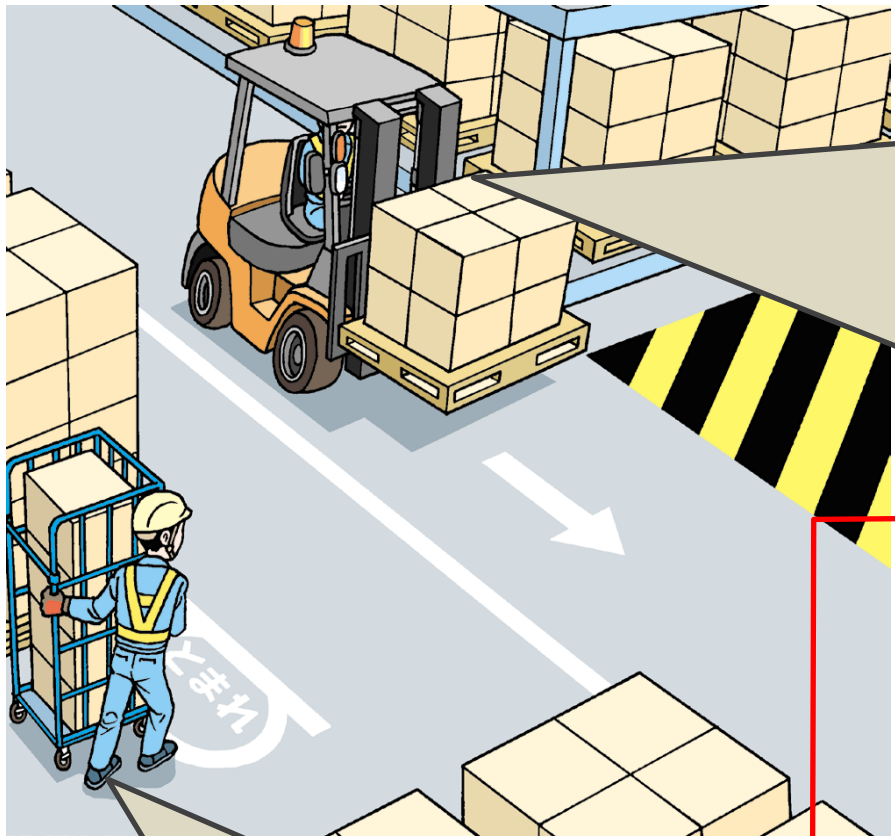
7. 鶴見署管内で過去に発生したフォークリフトに関する死亡災害事例(順不同)

業種 被災者年齢 経験年数	発生概要
製造業 60歳代 14年	客先工場内でトラックから荷をフォークリフトで降ろす作業中、トラック荷台で荷とフォークの爪位置を確認していたところ、滑り落ちた荷と一緒に墜落したものの。 【被災者:フォークリフト運転士以外の者】
製造業 20歳未満 8か月	工場敷地内で指導員立会いの下、フォークリフト運転研修を行っていたところ、走行コースを外れ段差で車体が横転し、車体の下敷きとなったもの。 【被災者:フォークリフト運転士】
道路貨物運送業 20歳代 1年	フォークリフトでの搬送作業を中断しコンテナ内部の確認作業をしていたところ、他のフォークリフトが大型貨物を搬入してきたため、コンテナ内部で搬入済み貨物と挟まれたもの。 【被災者:フォークリフト運転士以外の者】
陸上貨物取扱業 30歳代 2か月	物流倉庫の構内プラットフォームにおいてリーチフォークリフトで作業をしていたところ、プラットフォーム(高さ1m)から車体ごと後方に転落したもの。(無資格、指示外作業中) 【被災者:フォークリフト運転士】
港湾荷役業 50歳代 36年	岸壁へフォークリフトを誘導していたところ、背後から走行してきた貨物運搬中の別のフォークリフトにひかれたもの。 【被災者:フォークリフト運転士以外の者】
検数業 50歳代 2年10か月	倉庫内2階でフォークリフトを使用し作業していたところ、後退した際にエレベーターの扉に突っ込み、車体ごとエレベーターピットの1階まで墜落したもの。 【被災者:フォークリフト運転士】



👉 フォークリフト使用時の労働災害を防ぐためのポイント

フォークリフトの運転士(オペレーター)やその周囲の作業者は、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう！



運転士(オペレーター)の注意事項

- ◆ 周囲の安全を確かめながら、運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう。
- ◆ フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう。
- ◆ フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう。

フォークリフトの用途外使用とはフォークに人を乗せて作業したり、フォークで荷を吊るような行為を言います。

フォークリフト運転士(オペレーター)以外の者(周囲の作業者)の注意事項

- ◆ 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう。
- ◆ 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア(フォークリフト走行エリア)に立ち入らないようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- 作業手順書を作成しましょう。
- 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう。
- フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう。



👉 作業計画と作業指揮者の選任

● 作業計画(労働安全衛生規則第151条の3)

フォークリフトを用いて作業を行うときには、あらかじめ当該作業に係る場所の広さ及び地形、フォークリフトの種類及び能力、荷の種類及び形状等に対応する作業計画を定める必要があります。さらに、この計画にはフォークリフトの運行経路及び作業の方法が示されていること及びこの計画を関係作業者に周知させなければならない旨定められています。

また、フォークリフトを用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、その者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならないと規定されています。

【重要】

事業者は、フォークリフトを用いて荷役運搬作業を行わせるときには、作業計画を作成し、作業指揮者を選任して、その者に作業を指揮監督させなければなりません。

◆ このほか、下記の通達等において、フォークリフトに関する荷役・運搬作業において対策の推進を図るよう説明されています。

詳しくは、厚生労働省ホームページ等から検索してください。

➤ 「荷役・運搬機械の安全対策について」(昭和50年4月10日付け基発第218号)

①作業指揮系統の確立、②点検整備、③安全作業の確保、④構内制限速度の遵守、⑤危険箇所への立入禁止、⑥保護具の着用、⑦フォークリフト個別事項など

➤ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について」

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)

①荷役5大災害のうちフォークリフト使用時の対策、②適切な資格者による運転、③構内使用ルールの作成・掲示、④安全設備の設置等、⑤走行場所の区分など



フォークリフトによる作業計画(様式例)

作成年月日	年 月 日	計画作成者			
作業名		作業指揮者			
作業実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
荷	品 名	荷 姿	個 数	一個の重量	備 考
		パレット			
		木 箱			
使用する フォーク リフト及び 従事者	車両番号	能力	運転者	誘導者	備 考
フォークリフトの運行経路					
			立入り・走行・禁止箇所	1 設定なし 2 設定あり (具体的に掲載)	
積付け又は 取降ろしの方法					
適用する安全作業マニュアル, 作業手順等	① ある場合：その名称 ② ない場合：作業方法, 作業手順及び留意すべき事項				